小田原市報

第8号
発行所　小田原市役所
小田原市市ヒ0138
編集兼発行人　石井重治
印刷人　石橋貞吉

小田原市財政事情概要

昭和二十五年四月一日
至昭和二十五年九月末日

本市へ寄せられた市民の財政に関する問合せに対し、市民の理解に資し、財政の健全化に資するため、別紙の通り、財政事情の概要を掲げます。

一、市財政の動向及び収支の概況

昭和二十五年度予算は、昭和二十五年度予算は、昭和二十五年度予算は、

愛犬家へ！

狂犬病予防法が制定されました

厚生省予防法に基づくこの愛犬家に対する協力を希望します。

予防法の要点は次の通りです。

一、目的

狂犬病発生を予防し、公衆衛生の向上及び増進を図る。

二、登録

登録をせず飼育犬に対する狂犬病予防注射が厳重かつ有効に行なわれ難いから、登録をしない飼育犬は捕獲する。

三、狂犬病の予防注射

(1)狂犬病が発生した場合、直ちに飼育犬に予防注射を行なう。

(2)つけない飼育犬は捕獲殺処分する。

(3)つけない飼育犬に予防注射を行なう。

(4)つけない飼育犬の所有者に対する注意。

(5)つけない飼育犬の所有者に対する罰則。

四、登録の手続

最寄の保健所に申請書を提出し、登録票を受け取り、犬の首輪に取付ける。

五、狂犬病の発生した場合の処置

(1)狂犬病の発生した場合、直ちに飼育犬に予防注射を行なう。

(2)予防注射をしない飼育犬は捕獲殺処分する。

(3)予防注射をしない飼育犬は捕獲する。

(4)犬の所有者に対する注意。

(5)犬の所有者に対する罰則。

六、交通の取締

狂犬病が発生した場合、犬の交通の取締を行なう。

(1)犬の登録をしないもの

(2)犬の所有者に対する注意。

(3)犬の所有者に対する罰則。

(4)犬の交通の取締。

(5)犬の交通の取締に対する罰則。

(6)犬の登録をしないもの

(7)犬の所有者に対する注意。

(8)犬の所有者に対する罰則。

(9)犬の交通の取締。

(10)犬の交通の取締に対する罰則。

(11)犬の登録をしないもの

(12)犬の所有者に対する注意。

(13)犬の所有者に対する罰則。

(14)犬の交通の取締。

(15)犬の交通の取締に対する罰則。

(16)犬の登録をしないもの

(17)犬の所有者に対する注意。

(18)犬の所有者に対する罰則。

(19)犬の交通の取締。

(20)犬の交通の取締に対する罰則。

(21)犬の登録をしないもの

(22)犬の所有者に対する注意。

(23)犬の所有者に対する罰則。

(24)犬の交通の取締。

(25)犬の交通の取締に対する罰則。

(26)犬の登録をしないもの

(27)犬の所有者に対する注意。

(28)犬の所有者に対する罰則。

(29)犬の交通の取締。

(30)犬の交通の取締に対する罰則。

(31)犬の登録をしないもの

(32)犬の所有者に対する注意。

(33)犬の所有者に対する罰則。

(34)犬の交通の取締。

(35)犬の交通の取締に対する罰則。

(36)犬の登録をしないもの

(37)犬の所有者に対する注意。

(38)犬の所有者に対する罰則。

(39)犬の交通の取締。

(40)犬の交通の取締に対する罰則。